

ウェルネスバレー推進事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち健康の森周辺における健康長寿に関する一大拠点（以下「ウェルネスバレー」という。）の形成の推進を図るため、予算の範囲内において交付するウェルネスバレー推進事務交付金（以下「交付金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、ウェルネスバレー推進協議会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、ウェルネスバレーの形成の推進に係る事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に係る経費とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算の範囲内において町長が別に定める額とする。

(交付金の交付)

第6条 交付金は、規則第13条第3項の規定により、その全部を前渡しする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。